

令和2年度補正予算 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

大規模感染リスクを低減するための 高機能換気設備等の導入支援事業

公募要領

公募期間：～令和2年7月10日

令和2年6月

SERA

一般社団法人静岡県環境資源協会

補助金の申請及び受給をされる皆様へ

令和 2 年 6 月

一般社団法人静岡県環境資源協会

一般社団法人静岡県環境資源協会（以下「SERA」という。）では、環境省から令和 2 年度補正予算二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業）の交付を受け、大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業実施要領（令和 2 年 5 月 28 日付け環地温発第 20052812 号。以下「実施要領」という。）別表第 1 第 1 欄及び第 2 欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の一部について、補助金を交付する事業を実施します。

本事業は、国庫補助金である公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。従って、SERAとしましても厳正に補助金交付事業の執行を行うとともに、虚偽などの不正行為等に対しては厳正に対処いたします。

本公募要領では、令和2年度補正予算二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業）交付規程（令和2年6月10日静環資第020015号（以下「交付規程」という。）の委任を受け、間接補助事業のうち、大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業について、応募申請及び補助金の受給に必要となる重要事項等を記載しております。

本補助金に対し応募の申請をされる方、採択を受け交付を申請する方、交付決定を受け補助金の受給をされる方におかれましては、交付規程および本公募要領並びに各種規程（以下「交付規程等」という。）を熟読のうえ、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

【特に重要な事項】

- 1 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、令和 2 年度補正予算二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業）交付要綱（平成 年 月 日環地温発第 号。以下「交付要綱」という。）及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。
- 2 提出書類は、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 3 SERA から補助金の交付決定を通知する以前において契約・発注等を行って生じた経費については、交付規程等に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 4 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的運用を図らなければなりません。また、取得財産等について、財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をすることをいう。）しようとするときは、事前に SERA の承認を受けなければなりません。

なお、SERA は、取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

- 5 事業の実施により、エネルギー起源 CO2 の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、申請においては、算出過程も含む CO2 の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後は削減量の実績を報告していただくこととなります。
- 6 SERA は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 7 補助事業の実施に関し不正行為等が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち解除対象となった額について返還を命じます。また、補助金の不正受給等が発覚した場合、SERA ホームページを通じて、申請者の名称等を公表します。なお、補助金に係る不正行為に対しては、適正化法第 29 条から第 33 条において、刑事罰等が科される旨規定されています。
- 8 万が一、交付規程等が守られず、SERA の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の解除の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還等の対応を求めることがあります。あらかじめ補助金に関するこれらの規程を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

公募要領目次

第1章 公募する事業の内容

1. 対象事業	2
2. 対象施設	2
3. 対象設備	4
4. 申請者	4
5. 補助金の交付額	5
6. 補助事業期間	6

第2章 補助事業の実施に関する事項

1. 事業スケジュール	10
2. 補助対象事業の選定	11
3. 応募にあたっての留意事項	12
4. 補助事業採択後における留意事項	12
5. その他	15

第3章 応募（申請）に関する事項

1. 応募の方法	17
2. 問い合わせ先	19

※応募用紙等は SERA ホームページよりダウンロードしてください

第1章 公募する事業の内容

本公募要領は、「大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業」について定めたものである。

大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業

大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業

●事業の目的

不特定多数の人が集まる飲食店等の業務用施設等に対して、高機能換気設備（全熱交換型の換気設備）をはじめとする高効率機器等の導入を支援することにより、新型コロナウイルス等の感染症の拡大リスクを低減するとともに、業務用施設からのCO2排出量を削減する。

●対象事業の基本的要件

- ・事業を行うための実績・能力があり、実施体制が構築されていること。
- ・提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ・本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと（固定価格買取制度等による売電を行わないものであることを含む。）。
- ・別紙3「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する申請者は対象外とする。なお、誓約事項に違反した場合は、交付決定を解除する。

1. 対象事業

2に掲げる施設に対し、全熱交換型の換気設備の導入（更新・増設・新設）及び高効率な照明・空調設備等の改修（新築の場合は新設を含む）により、原則として対象室内の必要換気量（一人あたり毎時30m³※）を満たすとともに、導入前の施設全体に比してCO2排出量を削減する事業を対象とする。

なお、事業完了後に環境大臣宛に提出しなければならない事業報告書において、その実施状況の成果を報告すること。報告がない場合、補助金の返還等の措置をとることがある。

※建築物の構造上、一人あたり毎時30m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和2年3月30日厚生労働省 を確認すること。
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000616069.pdf>

2. 対象施設

本事業は、民間の業務用施設等を対象とする。

下表に示す業種のうち、中小企業（個人事業主を含む）かつ不特定多数が利用する室の補助率を2/3、特定の者が利用する室や中小企業以外の者の補助率は1/2とする。

不特定多数が利用するかどうかは、施設単位ではなく、室単位で判断するため注意すること。

なお、既存施設の改修だけでなく、新築施設の設備の新設も認める。

【補助対象となる施設（例）】

日本標準産業分類にある業種	施設（例）	補助率	
		中小企業 個人事業主	大企業
卸売業_小売業	総合スーパー、小売店、飲食料 卸売店	2 / 3	1 / 2
不動産業_物品賃貸業	不動産賃貸を行う事務所		
宿泊業_飲食サービス業	ホテル、旅館、酒場、食堂、レ ストラン		
生活関連サービス業、娯楽業	フィットネスクラブ、結婚式 場、理美容室、興行場		
医療_福祉	病院、老人ホーム、福祉ホーム		

- ・上表に該当する業務用施設であっても、利用者が特定される区画への設備導入の場合は、補助率 1 / 2 を適用する。
- ・上表以外の業務用施設は補助率 1 / 2 を適用する。
- ・日本標準産業分類において「サービス業（他に分類されないもの）」に該当する業務用施設等であって、不特定多数の人が利用する業種として申請される場合は、SERA で個別に判断する。

【不特定多数が利用する室（例）】

- ・小売業の販売スペース
- ・飲食サービス業、宿泊業、福祉業の飲食の提供に供するスペース
- ・各種事業の受付・フロント
- ・各種事業のサービス提供スペース（室内ジム、理美容室、結婚式会場、演奏会場、温泉や大浴場等）
- ・医療業の診察室

【対象外の施設や室（例）】

- ・国・地方公共団体の施設、住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、運動場、卸売市場等
- ・高い開放性を有し、換気の必要のない室
- ・既に十分な換気量があり、全熱交換器が設置されている室等、本事業での設備導入が不要だと SERA が判断する室

3. 対象設備

別添1に示す設備を補助対象とする。全熱交換型換気設備の導入は必須とし、設備導入に当たっては、必要換気量一人あたり毎時 30m³（建築物の構造上、一人あたり毎時 30m³ を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量）を確保すること。

また、補助対象とする空調設備及び照明設備は、換気設備と同時に改修するものとし、換気設備の換気範囲を含む室内に設置されるものに限る。

本事業は必要換気量の確保とともに二酸化炭素の削減を目的としており、換気設備の導入に当たっては、空調負荷の増加に留意すること。空調や照明設備の改修を同時に行う際は、換気設備も含めて施設全体で二酸化炭素の削減効果を算出するものとする。

4. 申請者

(1) 補助金を申請できる者

実施要領第3（2）に規定する者のうち、日本国内で事業を営んでいる以下のいずれかに該当する者であって、国内の業務用施設等に対し、補助対象事業の目的に即した設備等を導入する者、あるいはこれらの者に対し、ファイナンスリース契約又はシェアードセイビングス方式のESCO事業により設備を提供する者とする。

テナントビル等において、建物所有者ではなくテナント事業者が設備を導入する場合、テナント事業者が代表申請者、建物所有者を共同申請者とする。

- a 民間企業
- b 個人事業主
- c 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- d 学校法人
- e 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- f 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- g 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- h その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

(2) 補助事業における共同実施

複数の事業者が一つの補助事業を実施する場合には、全ての事業者が補助事業者該当することが必要となる。この場合、補助金の交付の対象者が代表事業者となり、他の者は共同事業者として申請すること。

代表事業者は、本補助金の応募等を行い、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限る。また、代表事業者は、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行うこと。

ただし、法人格のない管理組合が申請する場合は、「h その他環境大臣の承認を得てSERAが適当と認める者」に該当する場合に限り申請できるため、事前にSERAを通じて協議を行うこ

と。なお、所有者に個人が含まれる場合の当該個人は共同申請者ではなく、設備設置について承諾している者として扱う。

(3) ファイナンスリース又は ESCO 事業

設備導入をファイナンスリース契約あるいはシェアードセイビングス方式の ESCO 契約により行う場合、リース事業者あるいは ESCO 事業者を代表事業者とし、施設所有者等を共同申請者とする。

その際、交付の条件として、リース料あるいはサービス料から補助金相当分が減額されていること及び補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類の提出を条件とする。

(4) 代行申請

建築設備の知識を有する者、プロパティマネジメント会社等の当該建築物の経営を代行する者、設備のメンテナンス等を担う法人等（以下「手続代行者」という。）が、建物所有者又は運営者に代わり申請手続きを行うことを認める。

この場合、手続代行者を申請書の代行申請者欄に記載すること。なお、原則、交付申請後の手続代行者の変更は認めない。手続代行者は原則申請書類に関する SERA からの問合せや訂正依頼、建築に関する技術的な問合せ等の全てに対応すること。

5. 補助金の交付額

原則として補助対象経費について下表の割合を補助する。なお、換気設備以外の設備の補助対象経費の上限額は、換気設備の補助対象経費と同額とし、それぞれ上限を 1,000 万円とする。

また、不特定多数が集まる業務用施設の申請者が下記に示す中小企業である場合の補助率を 2 / 3 とし、それ以外の場合を 1 / 2 とする。

日本標準産業分類にある業種	施設例	補助率	
		中小企業 個人事業主	大企業
卸売業_小売業	総合スーパー、小売店、飲食料 卸売店	2 / 3	1 / 2
不動産業_物品賃貸業	不動産賃貸を行う事務所		
宿泊業_飲食サービス業	ホテル、旅館、酒場、食堂、レ ストラン		
生活関連サービス業、娯楽業	フィットネスクラブ、結婚式 場、理美容室、興行場		
医療_福祉	病院、老人ホーム、福祉ホーム		

- ・上表に該当する業務用施設であっても、利用者が特定される区画への設備導入の場合は、補助率 1 / 2 を適用する。

- ・上表以外の業務用施設については補助率 1 / 2 を適用する。
- ・日本標準産業分類において「サービス業 (他に分類されないもの)」に該当する業務用施設であって、不特定多数の人が利用する業種として申請される場合は、SERA で個別に判断する。

本事業における中小企業者の定義は、中小企業者の範囲及び用語の定義 (中小企業基本法第 2 条) に準じて表 1 のとおりとし、個人事業主は中小企業の分類とする。ただし、表 2 に記載する「みなし大企業」は除く。

中小企業基本法の会社には該当しない社会福祉法人、医療法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人等については、表 3 に示す者を中小企業とする。

表 1 中小企業者の定義

業種	下記のいずれかを満たす会社及び個人	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (②～④を除く)	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下

表 2 みなし大企業

①発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業・小規模事業者等
②発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業・小規模事業者等
③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

表 3 その他法人等における中小企業者の定義

業種	常時使用する従業員の数
①医療法人、社会福祉法人	300 人以下
②学校法人	300 人以下
③財団法人 (一般・公益)、社団法人 (一般・公益)	表 1 に示すその主たる業種に記載の従業員規模以下の者

6. 補助事業期間

補助事業の実施期間は単年度とする。交付決定日以降に事業を開始し、令和 3 年 1 月 31 日までに事業を完了すること。

別添 1

設備改修事業の補助対象経費の範囲

1. 補助対象経費の区分（交付規程別表）

- (1) 設備費
- (2) 工事費（補助対象設備等の導入に不可欠な工事に要する経費）

2. 注意事項

- ・導入設備は、原則として更新前の設備よりもエネルギー消費効率が高いものを選択すること。
- ・設備等のうち補助対象となるものについては、JIS 等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。
- ・設備等のうち補助対象となるものについては、補助申請者に所有権のあるもの（ファイナンスリースの場合は、リース会社の所有権）。

3. 補助対象となる設備等の範囲

設備等の種類		
高機能換気設備（導入必須）	全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの。導入に当たっては、必要換気量1人当たり毎時 30 m ³ 以上を確保すること） ・熱交換率 40%以上（JIS B 8639 で規定） ・非熱交換型換気扇やインバータ制御される送風機等は補助対象外	
空調設備※1 （任意）	<ul style="list-style-type: none"> ・パッケージエアコン ・ビル用マルチエアコン ・ガスヒートポンプ式エアコン（GHP）等 高効率機器に限る（PAC 等トップランナー基準の対象設備はその基準値以上であること。GHP はグリーン購入法の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で示すガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の APFp 値以上であること） 付帯設備・機器は、空調設備の設置と一体不可分なものに限る	
	ルームエアコン	国立研究開発法人建築研究所が示す冷房効率区分（い）を満たす機種に限る。
照明設備（任意）	LED 等高効率機器及び器具に限る。 ・管球交換不可。非常灯、誘導灯等法定設備にあたるものは補助対象外（併用型も一律補助対象外）	
電気設備 （任意）	分電盤・動力盤等	補助対象となる省エネ機器の設置に伴い必要と認められる場合に限る（補助対象外となる負荷設備にも使用されるものは負荷容量等で対象と対象外を按分し、その計算方法を示すこと）
工事費※3		補助事業設備の設置と一体不可分な工事に限る ※1※2※3

※1 補助対象、補助対象外に共通に係る経費は別々に計上する。

※2 補助対象、補助対象外の両方を含む工事費は、補助対象外を除外した補助対象工事に要する経費のみを補助対象とする。補助対象外の除外分を合理的な方法で算定しがたい場合は費用按分により補助費用対象経費を算出することも可とする。

※3 仮設費及び現場経費は、本事業の実施に不可欠な工事に要する経費として最小限の額が積算されている場合であって、かつ当該補助対象外工事が補助対象工事の実施に必要な不可欠なものである場合に限り、費用按分によらず当該費用を補助対象とすることができる。

■補助対象とならない主な経費（例）

- ・ 空気清浄機、次亜塩素酸噴霧器、エアカーテン、紫外線照明等
- ・ 建築工事、躯体工事、省エネルギーに直接的に寄与しない設備工事等
（電力グラフィックパネル、汎用ソフト、事務用什器、過剰設備、未使用機能、将来拡張用設備、点検口等）
- ・ 給排水衛生関係（水栓金具等）
- ・ 冷蔵／冷凍設備（ショーケース等）
- ・ 建物内部から発生する熱負荷を低減するための方策（サーバーのクラウド化等）
- ・ 家電に類するもの（ルームエアコン除く）
- ・ 補助対象と補助対象外のものをつなぐ配線・配管等は補助対象外、もしくは按分処理を行う（SERAに確認のこと）
- ・ 設備に関わる消耗品等
- ・ 資産計上できない設備等
- ・ 防災設備、防犯設備、昇降機設備（エレベータ、エスカレータ）
- ・ 運用に係る経費（電力、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等）
- ・ 既存機器等の撤去・移設・処分費、冷媒ガス処理費等
- ・ 設計費、各種届出経費等
- ・ その他、本事業の実施に必要な不可欠と認められない諸経費等

第2章 補助事業の実施に 関する事項

1. 事業スケジュール（スケジュールは一例で、実際の状況により変更の可能性があります）

	年間予定	申請者	SERA
公募期間	公募期間 (~7/10)	<p>情報入手</p> <p>↓</p> <p>交付規程、公募要領等を元に 応募書類作成・提出</p>	<p>交付規程、公募要領等 SERA ホームページで公開</p> <p>↓</p> <p>公募受付</p>
選考	審査 7月中旬頃 採択の決定（7月下旬頃）		<p>応募書類審査、選考</p> <p>↓</p> <p>審査委員会採点基準に基づく採点</p> <p>↓</p> <p>採択の決定</p>
交付申請期間	交付申請期間 申請書提出 採択通知後 交付決定（8月中旬頃～）	<p>採択事業者への事務取扱説明会の開催(未定)</p> <p>↓</p> <p>交付規程を元に 交付書類作成・提出</p>	<p>↓</p> <p>交付申請書類確認</p> <p>↓</p> <p>交付決定通知</p>
事業の完了	事業の完了 ・1月31日までに事業完了	<p>事業開始（交付決定日以降）</p> <p>↓</p> <p>工事請負契約等</p> <p>↓</p> <p>工事</p> <p>↓</p> <p>検収 事業完了 支払い完了 1月31日まで</p>	
事業の遂行・完了実績報告・検査・支払い	完了実績報告書の提出 (事業完了(検収日)後 30日以内又は2月10日のいずれか早い日まで)	<p>完了実績報告書の作成・提出</p> <p>↓</p> <p>確定検査(書類審査、必要に応じ現地調査)</p> <p>↓</p> <p>精算払請求書</p>	<p>↓</p> <p>交付額確定通知</p> <p>↓</p> <p>補助金支払い～3月31日まで</p>
事業報告書の提出	事業報告書を環境省へ提出	<p>事業報告書の作成・提出 (補助事業の完了した日の属する年度の終了後3年間、1年ごとのCO2削減量等を報告)</p>	<p>事業報告書の受領(環境大臣)</p>

2. 補助対象事業の選定

(1) 選定方法

- ① 応募者より提出された実施計画書等をもとに、審査基準に基づき厳正に審査を行い、予算の範囲内で補助事業を選定し、補助金の交付先を採択する。
- ② 対象事業の基本的要件に適合しない提案については審査を行わない。
- ③ 審査時は、中小企業・個人事業主が運営する不特定多数の人が利用する業務用施設（補助率2／3）の応募者または設備を優先的に採択する。
- ④ 審査の結果、対象事業要件に適合する提案であっても、予算の範囲内で選定するため、補助金額の減額又は不採択となる場合がある。
- ⑤ 審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求める場合がある。
※審査結果に対するご意見・お問い合わせには対応いたしません。

(2) 審査基準案

審査基準は、今後開催される審査委員会において決定される。

参考として審査基準案を掲示する。

(審査項目案)

ア. 本補助事業の目的に照らした内容の妥当性	事業の内容が本事業の趣旨に照らして妥当か 補助対象経費全体に対する換気設備の経費割合
イ. 換気量が適正であること	事業によって確保される換気量により採点する
ウ. 二酸化炭素削減量が大きいこと	事業による二酸化炭素削減量の大きさにより採点する
エ. 二酸化炭素削減手法として費用対効果が高いこと	事業による費用対効果（円/t-CO2）により採点する
オ. 事業の実施体制の妥当性	実施体制について採点する
カ. 資金計画の妥当性	資金計画の妥当性について採点する
キ. 財務的基盤	財務的基盤等について採点する

3. 応募にあたっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがある。また、不正行為が認められた場合、SERA ホームページを通じ、申請者の名称等を公表する。

(2) 補助対象経費

交付規程別表第 1 から第 3 に掲げる費用のうち、補助事業を行うために直接必要な経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る（事業メニューによっては補助対象とならない費目もある）。

<補助対象外経費の代表例>

補助金適正化法では、補助金の目的外使用は固く禁じられている。

- ・ 既存施設の撤去・移設・廃棄・処分費用（必ず補助対象外経費に計上すること）
- ・ 事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の購入費・工事費
- ・ 予備設備、将来使用予定の設備の購入費・工事費
- ・ 補助事業期間外（交付決定前及び事業完了後）の支出
- ・ 官公庁等への申請・届出等に係る経費
- ・ 本補助金への応募・申請手続きに係る経費 等

(3) 利益排除

補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達がある場合は調達先の選定方法如何に関わらず、自社調達によってなされた設計、工事、物品購入等について、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額とする。

4. 補助事業採択後における留意事項

本項では、補助事業に採択後、交付申請、交付決定、補助金にかかる事務処理等についての留意事項をまとめる。

(1) 基本的な事項について

本補助金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによる。

これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがあるので、制度について十分理解の上、申請すること。

(2) 採択以降～補助金の交付までについて

①交付申請

公募により採択された事業者には、速やかに補助金の交付申請書を提出すること。その際、補助金の交付対象となる補助対象経費は、原則として、令和 3 年 1 月 31 日までに行われる事業に要する経費であって、かつ当該期間までに支払いが完了するもの（補助事業者に対して、補助事業に要

した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は精算払請求時までには支払いを証する書類（振込受領書等）を SERA に提出することとする。）に限る。補助対象経費の詳細は、交付規程別表第 2 の内容となる。

②交付決定

SERA は提出された交付申請書の内容について、以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行う。

- ・申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に進んでいること。
- ・本事業で対象となる補助対象経費に、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる給付金及び同項第 2 号に規定する資金を含む。）の対象経費（固定価格買取制度等による売電を行うため設備等の導入経費を含む。）を含まないこと。
- ・本事業の補助対象経費以外の経費を含まないこと。

③事業の開始

補助事業者は、SERA からの交付決定を受けた後に、事業開始すること。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結する際の注意事項は、以下のとおりである。

- ・契約・発注、着工は、SERA の交付決定日以降に行うこと。
- ・本事業によって導入する設備等については、補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、入札や三者見積等の競争原理が働くような手続きによって調達先を決定すること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。
- ・事業開始後は、SERA の作成する「補助事業の手引き」及び「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」（環境省大臣官房会計課）等に基づき事務処理を行うこと。
- ・事業計画に変更のある場合、又は変更が生じる恐れがある場合、必ず SERA まで相談し、必要な手続きを取ること（完了時に判明した計画外の設備や工事は補助対象外とする場合があるので注意すること）。

④完了実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後 30 日以内又は当該年度 2 月 10 日のいずれか早い日までに完了実績報告書を SERA 宛てに提出すること。補助事業の完了日は、検収をした日となる。

補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、SERA は書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行う。

⑤補助金の支払い

補助事業者は、SERA から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出すること。

SERA は、精算払請求書による請求に基づき、補助金を交付する。

⑥取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、環境省による補助事業によって取得したものである旨を明示しなければならない。

取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、あらかじめSERAの承認を受ける必要がある。その場合、財産処分納付金の国庫への納付が必要になることがある。

補助事業完了後、有償譲渡等の所有権の移転が生じた場合は、原則、国庫納付（補助金の返還）の必要があるので十分留意すること。

⑦事業報告に関する規定

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を大臣に提出しなければならない。

⑧維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、交付規程第8条第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、設備導入に関わる各種法令を遵守すること。

（3）経理等について

①補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておくこと。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。

②国庫補助金の圧縮記帳等

本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第42条）の適用を、また、個人の場合は、国庫補助金等の総収入金額不算入の規定（所得税法第42条）の適用を受けることができる。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られるので、別表第2の「区分」欄における事務費については、これらの規定が適用されない。

なお、これらの規定の適用を受けるにあたっては、一定の手続きが必要となるので、手続きについて不明な点があるときは、所轄の税務署等に相談すること。

③J-クレジット

補助事業者は、耐用年数等を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ってはならない。

5. その他

(1) 申請書記載事項の情報の取り扱いについて

応募申請書に記載された情報は、補助事業の管理運営及び補助事業の検証評価のために使用し、それ以外の目的に使用することはない。

(2) CO2削減量の把握及び情報提供

事業成果等に関する情報については、他の事業者への普及促進等を目的に広く一般に公表する場合がある。

補助事業者は、事業の実施によるCO2排出削減量を把握し、事業完了後においても、環境大臣及びSERAの求めに応じて事業の実施に係る情報その他事業の効果等の分析・周知等に必要な情報を提供すること。ただし、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分について、当該補助事業者からの申し出があった場合は、この限りではない。

(3) 補助事業完了後の現地調査

補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて、導入した設備と設備の稼働状況、管理状況及び事業の成果（CO2排出削減量）を確認するため、環境省から委託を受けた団体による現地調査を行う場合がある。

(4) 補助事業の明示

補助金によって整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業であることをプレートやシール等を利用して明示すること。

(5) 補助事業に関する情報発信

環境省事業に採択されたことをもってのみ、衛生対策・コロナ対策万全と周知するなど、過大な広告をしないこと。

第3章 応募（申請）に関する事項

1. 応募の方法

(1) 応募書類

「応募申請時提出書類一覧表」を参照の上、記載漏れ、提出漏れのないように注意すること。

応募書類のうち、①～③までの指定様式については、SERA ホームページより電子ファイルをダウンロードして作成すること。なお、主な提出書類は次のとおり。

①応募申請書【様式第1】(Word形式)

②実施計画書【別紙1】(Excel形式)

▼下記を添付すること

・省エネ計算シート (Excel ファイル)

※ 実施計画書における各欄は必ず記載し、漏れのないようにすること。

※ 対象事業における「対象事業の要件」を確認できる書類(機器仕様、設備図面 (A3 以上))等を必ず添付すること。

※ その他、実施計画書に記載されている必要書類 (根拠資料等) を添付すること。

③経費内訳【別紙2】(Excel形式)

※補助対象経費のみを記載し、金額の根拠がわかる書類 (見積書及び交付規程別表第2に定める根拠資料等) を必ず用意し、積算内訳と紐付けを行い提出すること

④経理状況説明書 (共同事業者がある場合はそれを含む。)

直近決算期の貸借対照表及び損益計算書 (応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算) を提出すること。

⑤法律に基づく事業者である証明

法律に基づく事業者であることを補助事業者の要件としている事業については、法律に基づく事業者であることを証する行政機関から通知された許可書等の写し。

⑥暴力団排除に関する誓約事項

別紙3「暴力団排除に関する誓約事項」について熟読し、理解の上、これに同意した上で別紙4 交付要件等確認書を提出すること。

⑦その他参考資料

申請にあたって、計画内容に不明な点がある場合等、SERA より十分な説明を行った上で、追加の説明資料や根拠資料の提出を求める場合があるため、申請者はこれに協力すること。

(2) 応募書類の提出方法

(1) の書類 (紙) と電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) を提出期限までに、郵送 (簡易書留等追跡できるサービス) により SERA へ提出すること (電子メールによる提出は受け付けない)。応募書類は、封書に入れ、宛名面に、応募事業者名及び本事業の応募書類である旨 (例: 「高機能換気設備事業応募書類」) を明記すること。

(3) 提出先

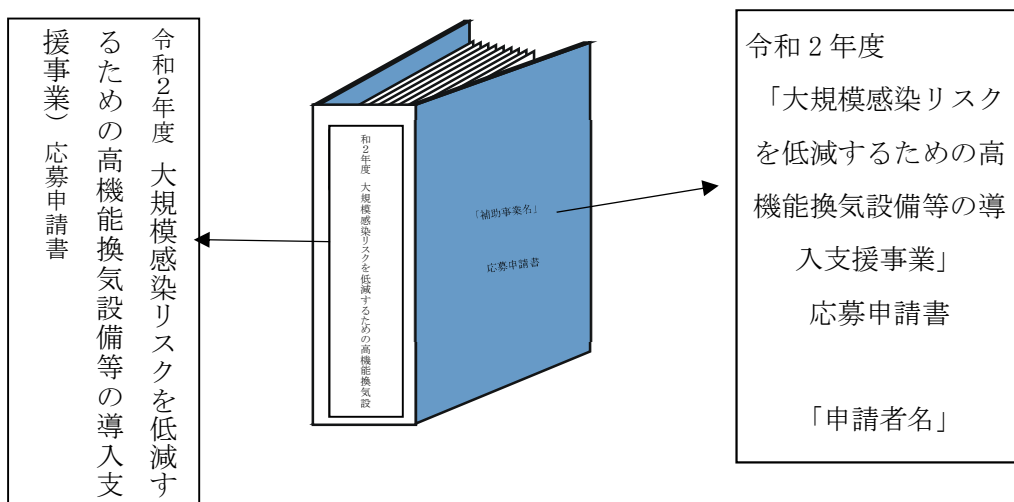
一般社団法人静岡県環境資源協会 省 C02 促進事業支援センター
 〒420-0853
 静岡市葵区追手町9-28 興産ビル2階
 TEL: 054-266-4161

(4) 提出部数等

応募書類一式（ファイリングしたもの）を1部、当該書類の電子データを保存した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1部を提出。（ファイル及び電子媒体には、応募事業者名を必ず記載すること）。
 電子媒体に保存する電子データは、もとのファイル形式を変更せず、応募書類①については Word 形式、②③については Excel 形式で必ず保存すること。（①②③以外の書類は不要）
 なお、提出された書類については返却しないので、写し（副本）を用意しておくこと。

提出部数	申請書ファイル1部 電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部
形式	①A4判ファイル（2穴、ハードタイプ）背表紙と表紙に下記の内容を記入すること。各書類単位に中仕切りやインデックスをつけること。 ②提出書類と同じ内容（応募書類の①～③）の電子データを保存したCD-R又はDVD-R（電子媒体には、応募事業者名を必ず記載すること）。

- ※基本A4片面印刷、ファイリング時に文字がつぶれないように調整すること。
- ※様式自由のものや添付書類等は文字が読めるように大きさを調整すること。
- ※図面等はA3以上（3つ折り）カラー。（補助対象設備等は赤線で図示すること）
- ※採択後、交付申請の際に交付申請書の提出が必要。



(5) 公募期間

～ 7月10日(金) 17時必着

受付期間以降に SERA に到着した書類のうち、遅延が SERA の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けないので、十分な余裕をもって応募すること。

2. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、次のとおり。ただし、問い合わせは、極力電子メールを利用し、メール件名に、以下の例のように法人名及び応募予定の事業名を記入すること

<メール件名記入例>

例：【株式会社〇〇〇】高機能換気設備事業問い合わせ

<問い合わせ先>

一般社団法人静岡県環境資源協会 省 CO2 促進事業支援センター

Email： center@siz-kankyuu.or.jp

TEL： 054-266-4161

FAX： 054-266-4162

別表第 1

1 補助事業 の区分	2 補助事業 の内容	3 補助対象 経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
大規模感染リ スクを低減す るための高機 能換気設備等 の導入支援事 業	飲食店などの 不特定多数の 人が利用する 施設等を対象 に、密閉空間 とならないよ う、換気能力 が高く、同時 に建築物の省 CO2 化促進に も資する高機 能換気設備の 導入、及び同 設備の導入と あわせて行う 高効率空調設 備等の高効率 機器等の導入 を支援する事 業	事業を行うため に必要な工事費 (本工事費、付 帯工事費、機 械器具費、測 量及試験費)、 設備費、業務 費及び事務費 並びにその他 必要な経費 で SERA が承 認した経費(補 助対象経費の 内容については、 別表第 2 に 定めるものと する。)	SERA が必 要と認めた 額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額を算出 する。</p> <p>イ 第 3 欄に掲げる補助対象経費 と第 4 欄に掲げる基準額とを比 較して少ない方の額を選定す る。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで 選定された額とを比較して少 ない方の額を選定する。た だし、算出された額が次の 額を超える場合は、次の額 を上限とする。</p> <p>(1) 補助対象経費の合計額 2, 000 万円</p> <p>(2) 高機能換気設備以外の高 効率設備 以下①、②のうち少ない 方の額 ①高機能換気設備に係る 補助対象経費 ②1,000 万円</p> <p>エ ウにより選定された額に、 次の割合を乗じて得た額を 交付額とする。ただし、算 出された額に 1,000 円未 満の端数が生じた場合は、 これを切り捨てるものとし る。</p> <p>(1) 対象施設が中小企業又 は個人事業主の運営する不 特定多数の人が利用する業 務用施設である場合 補助 率 2/3</p> <p>(2) 対象施設が上記以外の その他業務用施設の場合 補助率 1/2</p>

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、</p> <p>② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、</p> <p>③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>② 準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④ 技術管理に要する費用、</p> <p>⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p>

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体に

において会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。

事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
3	1億円を超える金額に対して	4.5%